

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

	該当部分	弊社意見
イー・アクセス株式会社	<p>【基本的な考え方】</p> <p>(略)除々に固定市場の膠着感が強まっている状況であることから、市場活性化のための政策が執られることが喫緊の課題と考えます。本年度の接続委員会こそは、改めて固定通信市場全体の発展に主眼を置き、新規事業者の光ファイバサービス参入によるサービス競争の活性化や、その結果実現される利用者料金の低廉化と利用者利便性の向上を目的とし、実効的な政策としての分岐単位接続料の設定が決定されることを強く要望します。</p> <p>【分岐単位接続料の実現について】</p> <p>PSTNからIP網へのマイグレーションを公正な競争環境下で実現するためには、PSTNで構築された健全なサービス競争環境を継続、発展させるべきであり、PSTNにおける利用者環境の維持継続やサービス選択の自由度向上の観点も必要と考えます。そのためには、更なる接続料の低廉化やADSL事業者を含めた新規事業者の市場参入によるサービス競争の促進が必要であり、競争環境の継続性、発展性の観点から最も有効な手段である、ファイバシェアリングを実現して頂きたいと考えます。</p> <p>現在、接続委員会にて、ファイバシェアリング等OSU共用に加えOSU専用も含めた実現方式が多角的に検討されていますが、サービス競争の活性化及びその結果実現される利用者料金の低廉化と利便性向上の実現には、分岐単位接続料の設定は必要不可欠と考えます。</p> <p>なお、分岐単位接続料を設定するにあたり、一部の既存事業者からはNTT東西殿にコストをつけ回す問題があるとの見解がありますが、本来、将来原価方式は乖離額調整制度が認められていないにも関わらず、加入光ファイバはNTT東西殿たっでの要望により特例として認められており、コスト回収が可能なルールになっています。分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ1芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。</p> <p>また、分岐単位接続料の設定は、接続事業者や利用者にとってメリットがあるだけでなく、NTT東西殿にとっても光ファイバ芯線利用率の向上に繋がることで設備の利用効率向上や回線単位でのコストの低廉化、IP網への移行促進等のメリットが期待できるものと考え、政策としての価値も高いと考えます。</p>	<p>弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見にある分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。</p> <p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「OO with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。</p> <p>また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。</p> <p>なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希</p>

<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>【総論】</p> <p>(略)まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)において、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT東西殿の独占が強まった等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須であると考えます。</p> <p>「NGN接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT東西殿のNGNにおいて、コア網であるIP網のアンバンドルの細分化、PSTNのGC接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。</p> <p>(略)NTT東西殿を含めたOSU共用については、平成23年10月より接続委員会において議論が再開され、分岐単位接続料設定の適否について議論がなされています。OSU等の設備を共用することにより、効率性の向上が図られ、1ユーザ当たりのコスト低廉化が進むことに伴い、事業者参入のハードルが下がり、サービス競争が促進され、ひいてはユーザ料金の低廉化につながることは明らかです。競争事業者の参入促進による料金低廉化・サービス多様化の推進、光サービスの利用率向上については、『「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ』(平成22年12月14日)においても、その必要性が示されているところです。接続委員会におかれましては、設備共用の可能性を追求した議論をして頂き、NTT東西殿を含めたOSU共用を前提とした分岐単位接続料の設定を実現して頂きたいと考えます。(略)</p>	<p>望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p> <p>現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りるだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。</p> <p>合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起こらなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>なお、コスト負担のあり方が公正であり、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p>
---	--	--

	該当部分	弊社意見
KDDI株式会社	<p>1. 基本的な考え方 (略)光ファイバ接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められているところですが、ブロードバンド普及の推進にあたっては、競争を通じた技術革新や新たなサービスの成果が国民にもたらされるよう、これまで機能してきた設備競争を損なわないことに留意しながら、サービス競争をバランスよく組み合わせて競争を促進していく必要があると考えます。(略)</p> <p>3. 分岐単位接続料設定について 光ファイバ接続料水準の設定は、市場の実態を踏まえたコストと需要の予測値に基づいて算定することが原則であり、恣意的な料金設定を行うことは公平な競争環境を歪めることとなりかねません。</p> <p>弊社は、現行のシェアアクセス方式による一芯単位接続料金で自社専用のOSUを利用していますが、設備の利用効率を高めてユーザーあたりのコストを下げ、8分岐単位の利用で競争が可能となるよう企業努力を重ねることで、NTT東・西よりも速いサービスをより安く提供しています。当社以外にも、各地域の電力系事業者やCATV事業者などが、同様に設備投資リスクを負って各地で多様なブロードバンドサービスを展開しており、設備ベースでの競争を通じ、技術革新によるサービスの多様化、料金の低廉化を実現しています。このような状況にあることを踏まえれば、以下のとおり「分岐単位当たりの接続料に係るメニュー」等を導入することは、自ら投資リスクを負って設備投資を行ってきた事業者との間の公平な競争環境を損なうことになるため、安易に実施すべきではありません。</p> <p>(分岐単位接続料に係るメニュー等についての考え)</p> <p>① OSU共用 OSU共用は、サービス均一化を強いられることや1分岐しか利用しないモラルハザード的な利用によって設備利用の非効率化が生じる等の問題があり、安易に導入すべきでないと考えます。</p> <p>② OSU専用(エントリーメニュー) 今回検討されているOSU専用メニュー(エントリーメニュー)では「複数年度段階料金」の設定を行う案が示されていますが、本案については、自ら設備投資リスクを負って事業展開している事業者がユーザーに提供しているFTTHサービスの料金を極端に下回る料金設定が可能な水準で下限(1年目)の接続料を設定した場合、現在機能している設備競争が成り立たなくなることになりかねない点に留意が必要です。</p> <p>また、今回申請された平成24年度のシェアアクセスの一芯単位接続料が当初の予</p>	<p>弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見と同様に、分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。</p> <p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「OO with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。</p> <p>また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。</p> <p>なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p>

	<p>定より下がっているため(NTT 東日本:3,013 円、NTT 西日本:3,846 円)、接続事業者が8分の2の利用者を収容することで、ユーザーあたりの実質的な接続料水準をADSL相当に近づけることがよりやり易くなることを踏まえれば、分岐単位接続料を導入する必要性はこれまでより下がっているとと言えます。(略)</p>	<p>現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。</p>
<p>日本電信電話株式会社</p>	<p>加入光ファイバ接続料については、昨年認可された現行料金では、大幅な値下げにより、3年目の2013年度には約30%の低廉化を実現しました。今回の補正申請では、乖離額調整を行った結果、さらに水準が低減しているところです。</p> <p>現状の戸建て向け光サービスのユーザ料金が月5千円程度であることに対し、その構成要素の一つである加入光ファイバの接続料は3千円台であることから、その点だけにおいても既に光サービスへの参入は可能であり、現にKDDI様はNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを展開しており、全国にエリア拡大をしているところです。具体的には、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいて、最大8ユーザ(分岐)まで収容が可能である中で、2~3ユーザの利用があればADSL並み料金の実現も可能な水準です。現に、KDDI様は既に平均2~3程度のユーザを獲得しているところです。</p> <p>ブロードバンド市場は、光だけでなくCATVやモバイル等、多様な技術・サービスで広く提供されていますが、全体で約700万もの顧客基盤を持つDSL事業者様をはじめとして、新規の参入事業者であっても、十分に光サービスへ参入・事業展開が可能となっており、もはや参入するか否かは各事業者の経営上の意思決定の問題であると考えます。</p> <p>なお、光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、接続委員会で議論された通り、分岐貸し(OSU共用)という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない、という一定の整理がなされたものと考えております。</p> <p>また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機能していることは前述の通りです。</p> <p>仮に、このような「エントリーメニュー」の検討をすとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須と考えます。</p>	<p>合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起こらなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>その点、コスト負担のあり方が公正であり、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p> <p>そもそも、サービス原価の大きな割合を占める光ファイバ接続料を、市場から離れて恣意的に設定することは、公正な競争環境を歪めるものと考えております。また、光ファイバ接続料の議論過程において、時折ドライカッパ接続料が引用されますが、本来、光ファイバとメタルケーブルは、材質・構成技術・敷設工法・構築の歴史等が全く異なるため、両者の接続料を比較することには合理性がないと考えております。</p> <p>なお、接続委員会において提示されておりますエントリーメニュー案については、その導入目的を明確にした上で議論いただき、仮に競争政策の一手法として導入する場合においては、設備競争・サービス競争に与える影響が極めて限定的となるよう制度設計いただくことが必要です。その点で、ドライカッパ接続料との比較に基づいて第22回接続委員会にて提示された接続料水準は、接続事業者を著しく優位にする可能性があり、競争環境に与える影響が大きすぎると考えます。</p> <p>また、エントリーメニュー案が、FTTHサービスの競争が進展しておらず、メタルアクセスから当該サービスへの利用移行が進んでいない地域に対する移行促進を目的としているならば、それは競争政策ではなく、地域格差を是正する社会政策という色合いが強くなるため、どの地域でも使える一般的な制度として設計するのではなく、事業者間競争が起こっていない地域(NTT東西殿以外の事業者が実際にサービス提供していない地域)に対象を限定する措置や、適用期間を限定する措置を講じることが必要と考えます。</p>

以上